

別府市公共交通活性化協議会事務局規程

制定 平成27年2月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、別府市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員)

第3条 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。

- 2 事務局長は、別府市企画担当部長をもって充てる。
- 3 事務局職員は、別府市企画担当課長及び企画担当課の職員をもって充てる。
- 4 事務局長は、会長の指揮を受け、事務局の事務を掌理し、事務局職員を指揮監督する。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の支出負担行為及び支出に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年2月18日から施行する。